

※公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

令和7年度仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター運営委託仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、高度外国人材等の市内就業の促進等を目指して、受け入れる企業等に対する各種相談や情報提供を行うとともに、外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行うために実施するグローバル雇用・創業ワンストップセンター運営委託の業務仕様である。

2. 委託業務名

令和7年度仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター運営業務

3. 目的

高度外国人材等の市内就業の促進等を目指して、受け入れる企業等に対する各種相談や情報提供を行うとともに、外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行うグローバル雇用・創業ワンストップセンターを運営する。

4. 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

5. 業務内容

(1) グローバル雇用・創業ワンストップセンターの運営について

仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター運営要綱（以下、要綱）に基づき、外国人雇用相談センターと開業ワンストップセンターの機能を持つグローバル雇用・創業ワンストップセンターを以下の要件で運営する。

ア. 支援内容：要綱第3条に記載の支援内容

イ. 受付時間：月曜から金曜まで（土日祝日及び年末年始を除く）10時から17時まで

ウ. 対応内容：窓口相談（オンライン含む）、電話、メール等による相談

エ. 相談員：関連知識があり、日本語・英語等の十分な語学力を有する者を配置

オ. 設置場所：相談・執務スペース等必要な設備を備えた場所を提案すること。（仕様を満たす場合は、受託者の既存事務所等の活用も可能）

(2) グローバル雇用・創業ワンストップセンターの相談記録と利用促進について

ア. グローバル雇用・創業ワンストップセンターの相談記録

（ア）窓口での上記（1）ア. に関する相談・支援の内容は、要綱第4条に基づき相談等記録簿に記載すること。

（イ）記録簿は、月に1回、月末に当月分を提出する。なお、令和8年3月分は、契約期間満了日に提出する。

イ. グローバル雇用・創業ワンストップセンターの利用促進

（ア）期間中、外国人雇用相談センターは5件以上の相談、開業ワンストップセンターは5人以上の利用、1件以上の申請を実施する。

（イ）上記の実績達成のため、PR用フライヤーの制作等、プロモーション等を行う。

(3) 合同企業マッチング会の開催について

高度外国人材等招聘促進委託事業者とともに、以下の通り、外国人留学生や大卒外国人と市内事業者とのマッチング会を開催する。

ア. 時 期：高度外国人材等招聘促進事業のモニター調査市内視察の実施時期

イ. 場 所：仙北市内

ウ. 役 割：市内事業者の出展募集、合同企業マッチング会での出展者のフォロー等

エ. その他：市内事業者は4者以上出展するようにPRすること。

出展する市内事業者向けに事前説明会を開催する。

(4) 高度外国人材等招聘促進活動のマニュアルの作成

上記(1)～(3)で得られた知見等を踏まえ、グローバル雇用・創業ワンストップセンターの運営のマニュアルを策定すること。

(5) 報告書の提出

業務の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

ア. (1)～(4)をまとめた実績報告書 2部(A4縦40頁以内、簡易製本)

イ. 上記(ア)を含む、関係するデータ一式(相談等記録簿やマニュアル等のデータを含む。)を格納したCD-RまたはDVD-R 1部

なお、データはPDFと編集可能な形式(PowerPoint、Word、Excel、Illustrator等)の両方のデータを格納すること。実績報告書の編集可能な形式はWordとする。

6. 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること(月2回以上)。

7. 留意事項

(1) 本業務委託で作成された成果物に関する全ての所有権は市に帰属すること。

(2) 業務遂行に際して、受託者が第三者に損害を与えた場合、受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。

(3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(4) 本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

8. その他

(1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。